

## 訪問型サービス事業者による西東京市くらしヘルパー養成研修 の実施について

西東京市では、総合事業における市独自基準の訪問型サービス（A3）の担い手として、『西東京市くらしヘルパー』を養成しています。

この度、訪問型サービス事業者の皆様が、より積極的に担い手の確保を行いやすい制度とするため、西東京市くらしヘルパーの養成方法について、下記のとおり取扱いを変更しましたので、ご案内いたします。

### 記

#### 1 養成研修の実施方法・実施主体について

市が配布する講義DVD及びテキストを使用していただき、訪問型サービス事業者が就労希望者に対して自ら研修を実施することで、西東京市くらしヘルパーを養成できるようになりました。

なお、講義DVDを全て視聴することで研修は修了となるため、事業者の方で別途講義を行う必要はありません。

#### 2 養成研修のカリキュラムについて

- (1) 介護保険制度及び総合事業について
- (2) 緊急時の対応方法
- (3) 職業倫理／接遇マナー
- (4) 個人情報保護及び守秘義務
- (5) 高齢者とのコミュニケーション
- (6) 生活援助の方法

※ 全て講義DVD（約7時間15分）に含まれています。

#### 3 修了証明書の発行及び市への届出について

- (1) 事業者は、研修を修了した者に『西東京市くらしヘルパー養成研修修了証明書』（A4版市指定様式）を発行してください。
- (2) 修了証明書は2部作成し、研修修了者と事業者で1部ずつ保管してください。
- (3) 研修修了者がサービス提供業務に従事する際には、速やかに勤務体制表等の変更届とともに、修了証明書の写しを市に提出してください。（他の資格にステップアップした場合や、退職した場合にも、改めて変更届を提出してください。）